

令和 6 年度

大牟田市水防計画（案）

令和 6 年 5 月

大 牟 田 市

目 次

第1章 総 則.....	1
第2章 水防組織及び水防事務.....	1
第3章 重要水防箇所.....	2
第4章 連絡及び通報.....	3
第5章 水防活動.....	3
第1節 水防倉庫及び資器材.....	3
第2節 輸送の確保.....	3
第3節 緊急通行及び優先通行.....	4
第4節 水防非常参集と配備体制.....	4
第5節 監視及び警戒.....	5
第6節 水門などの操作.....	6
第7節 水防作業.....	6
第6章 公用負担.....	7
第7章 自衛隊災害派遣要請.....	7
第8章 避難.....	8
第1節 避難指示等.....	8
第2節 避難情報の周知.....	14
第3節 避難所.....	14
第9章 その他.....	14
第1節 水防の非常体制解除.....	14
第2節 水防報告等.....	14
第3節 公務災害補償.....	15
第4節 水防功労者に対する報償.....	15
第5節 その他.....	15

資料

1. 市の水防組織.....	1 6
2. 重要水防箇所.....	1 7
3. 校区別重要水防箇所.....	2 1
4. 重要水防箇所図.....	2 3
5. 水防避難に関する連絡系統.....	2 4
6. 連絡先.....	2 5
7. 福岡県水防信号.....	2 7
8. 水防資器材の配置並びに数量.....	2 8
9. 災害時における物資供給等に関する協定締結業者一覧.....	2 9
10. 大牟田市水防標識及び身分証.....	3 0
11. 水位周知河川（水防警報河川）警戒水位表.....	3 1
12. 水位計一覧.....	3 2
13. 水門・樋閘位置図.....	3 3
14. 公用負担証.....	3 4
15. 水防活動実施報告書.....	3 5
16. 排水ポンプ場排水能力一覧表.....	3 6
17. 避難所.....	3 7
18. 潮位表.....	3 8

大牟田市水防計画

第1章 総則

1. 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、大牟田市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、大牟田市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、津波又は高潮の水災を警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2. 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。

水防計画を変更した際は、福岡県知事に届け出るものとする。

3. 安全配慮

水防活動に従事する職員は、洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、作業着の着用、通信機器の携行等、安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

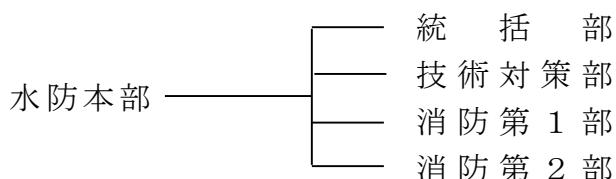
第2章 水防組織及び水防事務

水防に関する警報・注意報等又は地震等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等の危険が解除されるまで、市は市役所内に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。

また、災害対策本部が設置されたときは、技術対策部の体制を維持し同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

ただし、被害の状況によっては、技術対策部の体制を解き、災害対策本部の組織体制に移行する。

1. 市の水防組織(詳細は資料1)



2. 水防事務分掌

- (1) 水防計画に関すること。
- (2) 県水防本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 警戒区域設定に関すること。
- (4) 隣接市町村との協力、費用負担などに関すること。
- (5) 決壊に対する処理に関すること。
- (6) 公用負担に関すること。
- (7) 避難に関すること。
- (8) 水防訓練に関すること。
- (9) 公務災害補償に関すること。
- (10) 水防功労者に対する報償手続きに関すること。
- (11) その他、水防活動に関すること。

3. 各部の事務分担

- 統括部・・・・・・・・・・・・水防本部の統轄、関係機関との連絡調整
- 技術対策部・・・・・・・・土木災害の調査、水防活動の技術指導、輸送及び資器材の調達、庶務全般
- 消防第1部・第2部・・・・水防警戒地域設定、水防活動全般

4. 平常時及び非常時の処置

平常時においては、河川、海岸堤防などの現況調査、水防訓練の実施、量水標、資器材などの保全に努め、その他水防に必要な事項をあらかじめ協議し、円滑な水防活動に努めるものとする。

水害のおそれのあるとき、又は発生したときは、所定の配置体制をもって被害の排除に努めるものとする。

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

本市における重要水防箇所は資料2・3・4のとおりである。

重要水防箇所については、河川管理者等と合同で点検を行うなど、平常時から巡視及び警戒を行うとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要箇所を中心として巡視を行う。

第4章 連絡及び通報

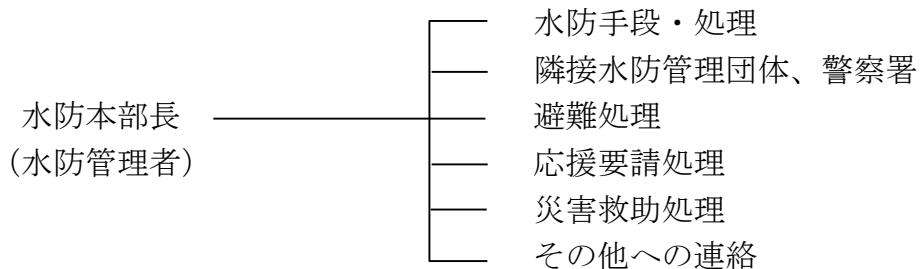
1. 連絡の方法

水防避難に関する連絡系統は資料 5 による。

2. 決壊などの通報

決壊又はこれに準ずる危険な事態が発生した場合は、法第 25 条の規定により、直ちに南筑後県土整備事務所及びはん濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体及び警察署、その他関係機関に連絡するとともに、南筑後県土整備事務所、筑後農林事務所の指示を受ける。連絡先は資料 6 による。

連絡、処理は次の経路による。



3. 水防信号

県水防計画に定める水防信号は資料 7 による。

第5章 水防活動

第1節 水防倉庫及び資器材

市内の水防倉庫及び備蓄資器材は資料 8 による。

資材確保のために必要がある場合は、市内の資材調達の協力業者(資料 9)と緊密に連絡を取るものとする。

第2節 輸送の確保

水防非常配置体制に入れば技術対策部は、直ちに通行止め箇所、その他の交通に支障ある箇所を調査し、輸送の確保を図るものとする。

輸送経路については、福岡県南筑後県土整備事務所と常時緊密な連絡を取るものとする。

第3節 緊急通行及び優先通行

水防のために緊急出動するときは、優先通行のために車両に標識を掲げるものとする。標識は資料10による。

水防上緊急の必要がある場合は、道路以外の通路、空地等を通行することができる。身分を示す証として、消防第1部・消防第2部は消防活動服、その他の職員は腕章や市章入りヘルメット等を着用するものとする。

第4節 水防非常参集と配備体制

1. 水防本部職員の非常参集

事務分担する職員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

2. 水防配備体制

平常勤務から水防配備体制への切換えを迅速確実に行うとともに、事態に即応して勤務を適宜に交代させるなど、長時間にわたる水防活動を円滑に進めるため、配備体制を次の4段階に分けるものとする。

区分	配備体制	配備基準
情報収集体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none">○大牟田市に大雨注意報、洪水注意報が発表されたとき○その他、災害の発生する恐れがある場合で、情報収集などの対応が必要なとき
水防本部	第2配備	<ul style="list-style-type: none">○大牟田市に大雨警報、洪水警報又は台風接近に伴う高潮注意報等が発表されたとき○津波注意報が発表されたとき○その他、災害の発生する恐れがある場合で、応急対策などの対応が必要なとき
災害対策本部 (※)	第3配備	<ul style="list-style-type: none">○大牟田市に高潮警報が発表されたとき○市内の一部に、土砂災害、洪水又は高潮等により被害が発生した場合又は発生が予測される場合で、避難所の設置が必要とされるとき○その他、大規模な災害が発生した場合又は災害の発生が予測される場合で、総合的な対策が必要なとき
	第4配備	<ul style="list-style-type: none">○津波警報が発表されたとき○市内全域に、土砂災害、洪水又は高潮等により被害が発生した場合又は発生が予測される場合で、避難所の設置が必要とされるとき○その他警戒本部体制や水防本部体制では対応が困難で、総合的な対策が必要なときには、市長が判断し、決定する。

3. 出動

水防本部長は、水防警報が発表され、下記の場合は直ちに定められた計画に従い、次節の目的のために水防職員を出動させ、警戒配置につかせるとともに、直ちに福岡県南筑後県土整備事務所に報告するものとする。

- (1) 河川の水位がはん濫注意水位に達したとき
- (2) 潮位が上昇し、高潮又は浸水の危険が迫ったとき
- (3) 津波注意報・警報が発令されたとき

第5節 監視及び警戒

1. 常時監視

水防活動に従事する水防職員及び水門等の管理者は、平常業務の遂行に当り、常時水防上の危険に注意し、異常を発見した場合は、直ちに所属部長に報告し、必要な措置を求めなければならない。

2. 水防警報に基づく水防巡視

水防本部長は、水防警報の発表を受けたときは、直ちに各河川の水防受持ち区域の水防（消防）分団長に対し、その通報を通知し必要団員を河川及び水門、樋閘等の巡視を行うよう指示するものとする。

さらに、河川水位が資料1-1に示す水防団待機水位、はん濫注意水位又は避難判断水位に達したときは、直ちに関係水防（消防）分団長に通知し、必要な団員を招集させ、警戒、水防活動等に当らせるとともに、必要に応じ関係者等に周知する。

3. 水位計及びカメラによる監視

河川等に設置の水位計（資料1-2）及びカメラにより、河川、ため池の水位等の状況を監視し、異常があった場合は、水防本部長及び関係者等に周知する。

4. 非常警戒

消防第1部・消防第2部は、管内水防警備計画に基づき行動し、次に挙げる異常を発見した場合は、直ちに水防本部に報告する。又、水防本部は速やかに福岡県南筑後県土整備事務所に報告する。

- (1) 堤防の裏のりの漏水また飽水による亀裂及び決壊
- (2) 表のりで、水当りの強い場所の亀裂及び決壊
- (3) 堤防天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水
- (5) 樋管の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合
- (6) 橋その他、河川工作物と堤防との取付部の異常
- (7) 水路の疎通を妨げる障害物

5. 警戒区域の設定

- (1) 水防活動上必要がある場合、消防第1部長・消防第2部長は、本部長の命により、警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁じ、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にある者をして、水防に従事させることができる。
- (2) 消防第1部長・消防第2部長は、水防のために必要があると認めたときは、本部長の命により警察署長に要請して、警察官の出動を求めることができる。

第6節 水門などの操作

当該水門等の管理者は、水位に關係した洪水予報を受理したときは、直ちに水位の変動を監視し、事態に応じて門扉などの開閉を適切に行う。その円滑な遂行を期するため、技術対策部は、管理者などに対し必要な助言、意見を行う。

監視を必要とする水門、樋閘の位置については資料13のとおりである。

第7節 水防作業

1. 工法

水防活動では、速やかに現地状況に適合した工法を選定し、迅速に対応するものとする。

2. 応援

法第23条に基づき緊急の必要があるときは、隣接の市町村長、水防管理者、消防長に対し応援を求めるものとする。応援者は、所要の資器材を携行するなど、被応援水防管理者の指揮の下に行動するものとする。

3. 相互協定

隣接する水防管理者との間には、あらかじめ協力、応援等水防事務に関し相互協定をもって非常体制の準備を整えておくものとする。

第6章 公用負担

1. 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、本部長の委任を受けた職員は、水防の現場において、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分
- (5) 排水ポンプ車、可搬型排水ポンプその他の排水用機器の使用

2. 公用負担証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、公用負担証（資料14）を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

3. 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第7章 自衛隊災害派遣要請

水防本部長は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。

自衛隊への災害派遣要請の手続きは、大牟田市地域防災計画によるものとする。

第8章 避難

第1節 避難指示等

水防本部は、次の基準と降雨量等の気象予測、巡視確認や住民からの通報等を踏まえ、総合的に判断して、避難に関する指示等を行う。

1-1 河川氾濫（水位周知河川）

水位観測所	堂面川：畔切橋、新堂面橋	雨量観測所	歴木中学校（福岡県）	
	諒訪川：臼井橋、新船津橋		大牟田支部局（気象庁 アメダス）	
区分	発令の基準			
高齢者等避難警戒レベル3	<p>①～④のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>①洪水警報が発表され、避難判断水位【畔切橋 2.18m／臼井橋 3.06m】に到達し、かつ、引き続き水位が上昇してはん濫危険水位【畔切橋 2.36m／臼井橋 3.20m】に達すると見込まれる場合</p> <p>②洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現し、かつ、引き続き水位上昇が見込まれる場合</p> <p>③堤防の漏水が発見された場合</p> <p>④強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過し、かつ、多量の降雨が予想される場合</p>			
避難指示警戒レベル4	<p>①～③のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。</p> <p>①洪水警報が発表され、はん濫危険水位【畔切橋 2.36m／臼井橋 3.20m】に到達し、かつ、引き続き水位が上昇して堤防高【畔切橋 2.69m／臼井橋 3.34m】を超えると見込まれる場合</p> <p>②洪水警報の危険度分布で「危険」（紫）が出現し、かつ、引き続き水位上昇が見込まれる場合</p> <p>③破堤につながる恐れがある漏水等が発見された場合</p>			
緊急安全確保警戒レベル5	<p>①～③のいずれか1つに該当する場合、または、避難が完了していない対象地域の住民に重ねて避難を促す必要がある場合、再度避難指示を周知するものとする。</p> <p>①洪水警報が発表され、堤防高【畔切橋 2.69m/臼井橋 3.34m】に到達する恐が高い場合</p> <p>②周辺で床上浸水が発生した場合</p> <p>③異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊の恐れが高まった場合</p>			

留意点：

- (A) 危険度情報については、有明海の潮位が高い時期において、実際より危険度の上昇の表示が遅れること、または、危険度の下降が早く出現することがある点に留意する。
- (B) 避難判断水位等の危険水位が設定されていない水位観測所については、堤防天端から水位までの高さを監視して、発令を判断する。

1－2 河川氾濫（その他の水位観測河川）

水位観測所	隈川：干渡橋	雨量観測所	舞鶴（みやま市）	
	白銀川：忠屋橋、高田橋		田隈（国土交通省）	
	大牟田川：東泉橋、合成南橋		歴木中学校（福岡県）	
	関川：竜瀬橋、関川、岩本橋、助丸橋		南関（熊本県）	
区分	発令の基準			
高齢者避難警戒レベル3	①～④のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。 ①洪水警報が発表され、はん濫注意水位【干渡橋 1.2m／忠屋橋 1.4m／旭橋 2.6m／関川 4.87 m】に到達し、かつ、2時間後にはん濫危険水位【干渡橋 1.8m／忠屋橋 2.2m／旭橋 3.3m／関川 6.15 m】に達すると見込まれる場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現し、かつ、引き続き水位上昇が見込まれる場合 ③堤防の漏水が発見された場合 ④強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過し、かつ、多量の降雨が予想される場合			
避難指示警戒レベル4	①～③のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 ①洪水警報が発表され、はん濫注意水位【干渡橋 1.2m／忠屋橋 1.4m／旭橋 2.6m／関川 4.87 m】に到達し、かつ、1時間後にはん濫危険水位【干渡橋 1.8m／忠屋橋 2.2m／旭橋 3.3m／関川 6.15 m】に達すると見込まれる場合 ②洪水警報の危険度分布で「危険」（紫）が出現し、かつ、引き続き水位上昇が見込まれる場合 ③破堤につながる恐れがある漏水等が発見された場合 ①～③のいずれか1つに該当する場合、または、避難が完了していない対象地域の住民に重ねて避難を促す必要がある場合、再度避難指示を周知するものとする。 ①洪水警報が発表され、はん濫危険水位【干渡橋 1.8m／忠屋橋 2.2m／旭橋 3.3m】を超えた場合 ②周辺で床上浸水が発生した場合 ③異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊の恐れが高まった場合			
緊急安全確保警戒レベル5	①、②のいずれか1つに該当する場合に、緊急安全確保を発令するものとする。 ①決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合） ②洪水警報の危険度分布で「災害切迫」（黒）が出現した場合			

留意点：

- (A) 隈川、白銀川、大牟田川については、河川が氾濫危険水位に達しても、破堤の恐れが低く、急激に水位が上がりず日々に道路等に水が溢れ出すような場合で、人的な被害がすぐに発生しないと見込まれるときは、まず河川周辺の道路規制を実施し監視体制をとる。
- (B) 危険度情報については、有明海の潮位が高い時期において、実際より危険度の上昇の表示が遅れること、または、危険度の下降が早く出現することがある点に留意する。
- (C) 避難判断水位等の危険水位が設定されていない水位観測所については、堤防天端から水位までの高さを監視して、発令を判断する。なお、関川の水位観測所の水位は3～6時間後に諏訪川の水位に影響を及ぼすため、諏訪川の水位予測の参考とする。

1-3 内水氾濫

雨量計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 笹原町3丁目 天の原小学校（気象庁 アメダス） ・ 田隈 白金団地公園（国土交通省） ・ 歴木 歴木中学校（福岡県） ・ 小浜町 福岡県大牟田総合庁舎（福岡県）
高齢者等避難警戒レベル3	<p>①、②のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>①夜間から明け方にかけて、線状降水帯発生の可能性が発表された場合、または、早期注意情報の大雨警報（浸水害）の可能性「高」が発表され、三池港の潮位がおおむね TP2.14(DL4.50m)以上であり、かつ、時間雨量が60ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p> <p>②夜間から明け方にかけて、線状降水帯発生の可能性が発表された場合、または、早期注意情報の大雨警報（浸水害）の可能性「高」が発表され、三池港の潮位がおおむね TP2.14(DL4.50m)未満であり、かつ、時間雨量が80ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p>
避難指示警戒レベル4	<p>①～⑦のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。</p> <p>①三池港の潮位が、おおむね TP2.14(DL4.50m)以上であり、かつ、時間雨量が70ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p> <p>②三池港の潮位が、おおむね TP2.14(DL4.50m)未満であり、かつ、時間雨量が100ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p> <p>③三池港の潮位が、おおむね TP2.14(DL4.50m)未満であり、かつ、時間雨量が80ミリを超える降雨が2時間以上継続すると見込まれるとき場合</p> <p>④三池港の潮位が、おおむね TP2.14(DL4.50m)未満であり、かつ、直近3時間雨量が150ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p> <p>⑤顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯発生情報）が発表され、かつ、引き続き時間雨量が70ミリ近くの降雨が見込まれる場合</p> <p>⑥大雨警報（浸水害）の危険度分布で「危険」（紫）が出現し、かつ、引き続き時間雨量が70ミリ近くの降雨が見込まれる場合</p> <p>⑦監視カメラで30センチ以上の浸水が一部確認されるなど、市内のおよそ地域で床上浸水の危険性が高まった場合</p>
	<p>監視カメラで50センチ以上の浸水が一部確認されるなど、市内のおよそ地域で床上浸水の発生が予想される場合、または、避難が完了していない対象地域の住民に重ねて避難を促す必要がある場合、再度避難指示を周知するものとする。</p>
緊急安全確保警戒レベル5	<p>①～③のいずれか1つに該当する場合に、緊急安全確保を発令するものとする。</p> <p>①大雨警報（浸水害）の危険度分布で「災害切迫」（黒）が出現し、かつ、引き続き時間雨量が70ミリ近くの降雨が見込まれる場合</p> <p>②大雨特別警報（浸水害）が発表された場合</p> <p>③監視カメラで50センチ以上の浸水が多数確認されるなど、市内の多くの地域で床上浸水の被害が予想される場合</p>

留意点

夜間から明け方にかけて大雨が予想されるときは、暗い中での避難にならないよう、日没までに避難が完了できるよう、早めに高齢者等避難（警戒レベル3）を発令する。

現況では、高齢者等避難（警戒レベル3）を発令することなく、避難指示（警戒レベル4）から発令することとする。発令する際には、雨水の放流先河川の水位、監視カメラの映像に留意し判断する。

なお、気象庁が発表する浸水害に関する情報（大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨警報（浸水害）の危険度分布等）は、有明海の潮位を考慮されていないため、実況の潮位や天文潮位の予測値に留意し判断する。

2 土砂災害

区分	発令の基準
高齢者等避難警戒レベル3	<p>①～③のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>①大雨警報（土砂災害）が発表され、「福岡県土砂災害危険度情報」の1時間後又は2時間後の予測で「危険」（紫）が出現した場合</p> <p>②大雨注意報が発表され、同注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>③強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
避難指示警戒レベル4	<p>①～④のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。</p> <p>①土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>②大雨警報（土砂災害）が発表され、「福岡県土砂災害危険度情報」の実況で「危険」（紫）が出現し、かつ、降雨が継続する見込みである場合</p> <p>③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>④土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合</p>
	<p>①～③のいずれか1つに該当する場合、または、避難が完了していない対象地域の住民に重ねて避難を促す必要がある場合、再度避難指示を周知するものとする。</p> <p>①土砂災害警戒情報が発表され、「福岡県土砂災害危険度情報」の1時間後又は2時間後の予測で「災害切迫」（黒）が出現した場合</p> <p>②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>③山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</p>

以上の基準と合わせて、雨量や気象予測、巡視確認（土砂災害の発生又は前兆現象、道路等の浸水状況等）、住民からの通報等の報告を踏まえ、発令対象区域を含めて総合的に判断する。

緊急安全確保警戒レベル5	<p>①～③のいずれか1つに該当する場合に、緊急安全確保を発令するものとする。</p> <p>①「福岡県土砂災害危険度情報」の実況で「災害切迫」（黒）が出現した場合</p> <p>②大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合</p> <p>③土砂災害が発生した場合</p>
--------------	---

3 高潮災害

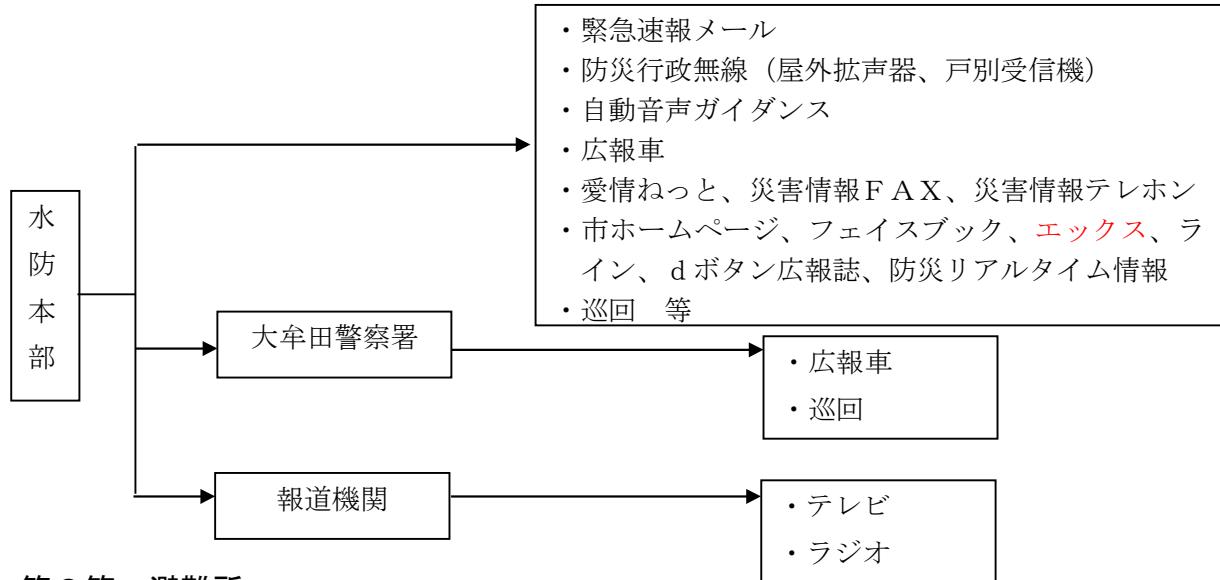
基準地点	大牟田川河口～3km付近両岸	基準潮位	TP3.5m(DL5.84m)
区分	発令の基準		
高齢者等避難警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 台風の暴風域に本市がかかると予想され、かつ、高潮警報が発表される可能性が高い旨に言及された場合 		
避難指示警戒レベル4	<p>①～③のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。</p> <p>①台風の暴風域に本市がかかると予想され、高潮警報が発表された場合 ②高潮特別警報が発表された場合 ③破堤につながる恐れがある漏水等が発見された場合</p> <p>①～②のいずれか1つに該当する場合、または、避難が完了していない対象地域の住民に重ねて避難を促す必要がある場合、再度避難指示を周知するものとする。</p> <p>①基準地点の潮位が基準潮位 TP3.5m(DL5.84m)を超える場合による浸水が発生したと推測される場合 ②堤防の決壊、又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合</p>		
緊急安全確保警戒レベル5	<p>①～②のいずれか1つに該当する場合に、緊急安全確保を発令するものとする。</p> <p>①海岸堤防等が倒壊した場合 ②異常な越波・越流が発生した場合</p>		

4 津波災害

区分	発令の基準
避難指示	<p>津波注意報が発表された場合 ただし、発令対象は漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。</p> <p>1～3のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。</p> <p>1：津波警報が発表された場合 2：大津波警報が発表された場合 3：停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</p>
遠隔地震	本市から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、更に津波の観測情報や各地の検潮所での潮位変動を踏まえ、事態の状況に応じて高齢者等避難、避難指示の発令を検討するものとする。

第2節 避難情報の周知

水防本部は、以下の手段をもって住民等に避難に関する情報の周知を図る。



第3節 避難所

指定避難所、指定緊急避難場所及び自主避難所は資料14による。

第9章 その他

第1節 水防の非常体制解除

水防本部長は、警戒の必要がないと判断した場合には、その体制の解除を命令し消防第1部・第2部は、これを住民等に周知させるとともに、総務部は福岡県南筑後県土整備事務所にこれを通知するものとする。

第2節 水防報告等

1. 水防記録

水防活動に従事する職員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防職員出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果

- (7) 使用資材の種類、数量、消耗量及び員数
- (8) 法第28条の規定による公用負担による資器材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出動の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 今後の水防について考慮を要する点

2. 水防報告

水防本部長は、水防活動が終結したときは、その状況を所定の様式（資料15）により、水防活動実施後、速やかに福岡県南筑後県土整備事務所を経由して県水防本部長に報告するものとする。

第3節 公務災害補償

水防活動に従事した者が、水防活動に従事したことにより、公務上の傷害を受けた場合においては、法及び市条例により本人又はその遺族被扶養者等に補償するものとする。

第4節 水防功労者に対する報償

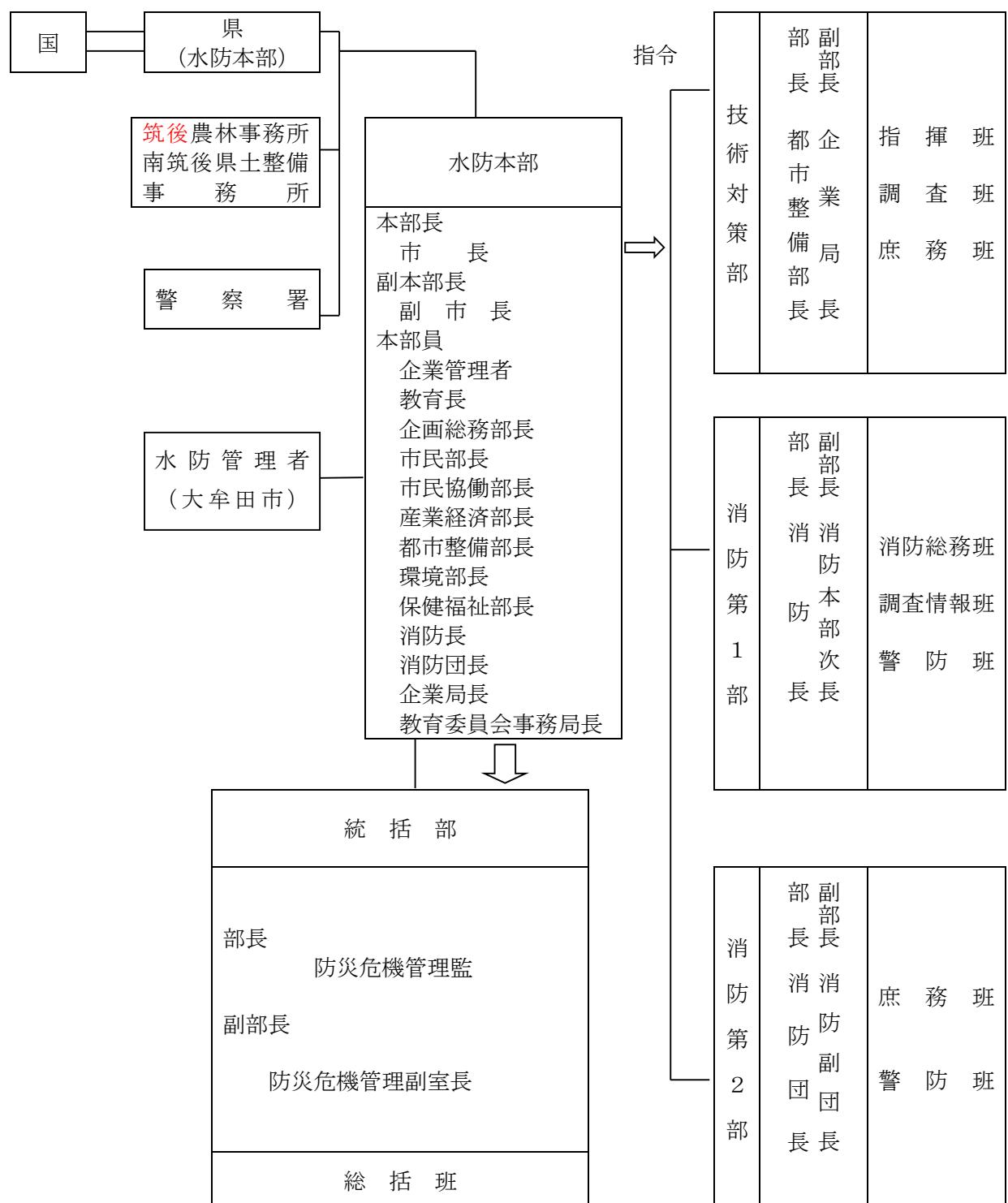
水防活動に従事した者が、水防に関し著しい功労のあった場合においては、法第46条の規定に基づき、本部長は国土交通大臣に報告の手続きをとる。

第5節 その他

市内排水ポンプ場排水能力は資料16、令和6年度の出水期における潮位表は、資料18によるものとする。

資料1

市の水防組織



資料2

(1) 重要水防箇所（河川）

No.	水系名	河川名	関係 県土整備 事務所	担当水 防管理 団体	重　要　水　防　区　域				
					左・右 岸	延長 (m)	箇　所　名		
							市	町	大字
1	隈川	隈川	南筑後	大牟田市	左岸 右岸	2,350 2,260	大牟田 みやま		倉永 八反田
2	隈川	隈川	"	"	左岸 右岸	30 30	大牟田		宮崎
3	堂面川	堂面川	"	"	左岸	460	"	大黒	
4	堂面川	堂面川	"	"	左岸 右岸	260 280	"	下白川	草木 2丁目
5	堂面川	堂面川	"	"	左岸 右岸	690 690	"		歴木
6	堂面川	白銀川	"	"	左岸 右岸	4,323 4,323	大牟田		手鎌 白銀
7	大牟田川	大牟田川	"	"	右岸	25	"	旭	
8	大牟田川	大牟田川	"	"	左岸	430	"	七浦成広 合末	
9	諏訪川	諏訪川	"	"	左岸 右岸	920 820	"	船津領 天	2丁目
10	諏訪川	諏訪川	"	"	右岸	250	"	馬込	2丁目

(2) 重要水防箇所（海岸）

No.	区分	海岸名	関係 県土整備 事務所	担当水 防管理 団体	重　要　水　防　区　域			
					延長 (m)	箇　所　名		
						市	町	
11		新開	"	"	60	大牟田	北磯	住吉橋付近
12		大牟田港地区	"	"	1,315	"	浜田	

(3) 重要水防箇所（砂防）

No.	河川名	溪流名	関係 県土整備 事務所	担当水 防管理 団体	位　置			指定期積 (ha)
					市	大字	字	
13	諏訪川	教楽来山口川	南筑後	大牟田市	大牟田	教楽来		1.52
14	"	鳴川	"	"	"	棟野		2.12
15	堂面川	普光寺川	"	"	"	今山		1.24
16	"	堂面川	"	"	"	今山		1.95
17	長溝川	乙宮川	"	"	"	今山		0.55
								0.47
18	白銀川	桺川	"	"	"	上内		2.85
19	"	上内山口川	"	"	"	上内		0.82

予想される危険	対水防工法	摘要	備考
水があふれる	積み土のう工	(左岸) 魚繁二号橋から JR 鹿児島本線まで (右岸) 鷲山橋から JR 鹿児島本線まで	
〃	〃	岡松田堰から宿団地橋まで	
〃	〃	新堂面橋から横手橋まで	
〃	〃	下白川橋から仮屋川橋まで	
〃	〃	高泉 1 号橋から陣屋眼鏡橋まで	
〃	〃	堂面川合流（終点）から坂口橋まで	
〃	〃	東泉橋上流	
〃	〃	七浦橋から鉄道橋まで	
〃	〃	天領橋下流 60m から三井水門まで	
〃	〃	日の出橋上流	

予想される危険	対水防工法	摘要	備考
越波	積み土のう工	戸数 50 戸	
〃	〃		

摘要	備考
	告示日 S41.8.10
	告示日 S54.11.22
	告示日 S54.2.2
	告示日 S54.11.22
	告示日 S57.5.17
	告示日 S47.11.21
	告示日 S61.11.11

(4) 重要水防箇所(地すべり)

No.	関係県 出先事務所	地すべり 箇所名	担当水防 管理団体	位 置		地 形		
				市	大字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
20	南筑後県土	釧迦堂	大牟田市	大牟田	上内	30	380	100
21	"	稻荷山 団地	"	"	岩本 上内	30	220	200
22	筑後農林	稻荷山	"	"	上内	35	300	30
23	南筑後県土	勝立	"	"	新勝立町 早鐘町	30	140	30

(5) 重要水防箇所(急傾斜地)

No.	関係県 出先事務所	急傾斜地 箇所名	担当水防 管理団体	位 置		地 形		
				市	大字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
24	南筑後県土	常盤町	大牟田市	大牟田	山上町 泉町	50	100	14
25	"	岬	"	"	岬	40	580	15
26	"	花園	"	"	花園町	45	31	6
27		花園町2	"	"	花園町	40	33	9
28	"	松浦町	"	"	松浦町	50	150	10
29	"	原山町	"	"	原山町	45	28	9
30	"	天道町	"	"	天道町	70	30	9
31	"	萩尾町	"	"	東萩尾外	45	280	20
32	"	教楽来	"	"	教楽来	60	140	19
33	"	城林(b)	"	"	上内	35	160	15
34	"	東萩尾町	"	"	東萩尾町外	44	70	17
35	"	萩尾町 (二)	"	"	笠原町 萩尾町	42	50	11
36	"	大間 壱本松	"	"	上内	39	173	13

要避難民戸数	危険状況	摘要	備考
22	地すべり	自然がけ、人工がけ	告示日 S42.3.31
36	〃	〃	告示日 H25.3.28
	〃	〃	告示日 S56.3.19
24	〃	〃	告示日 H12.6.9

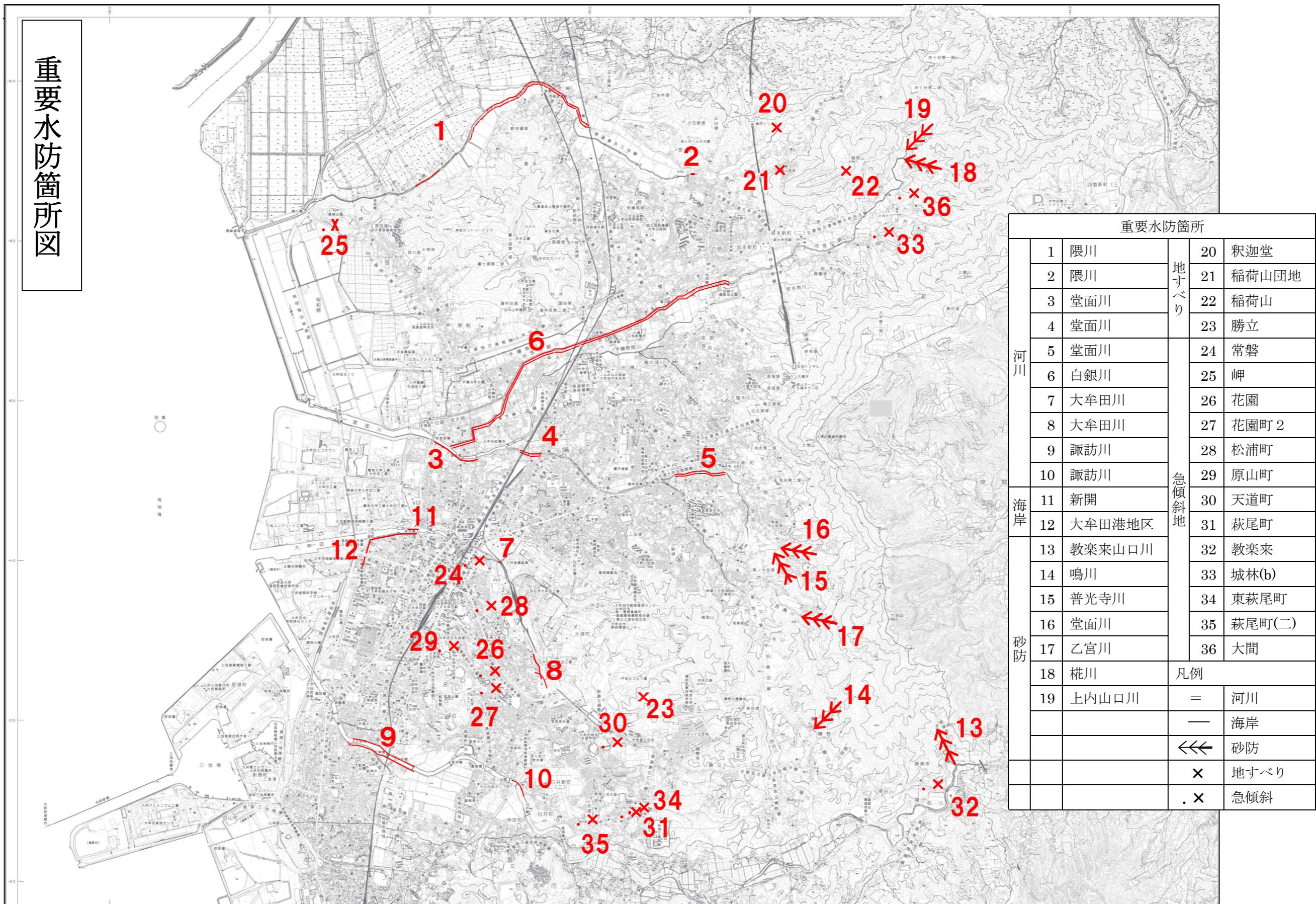
要避難民戸数	危険状況	摘要	備考
17	急傾斜地	人工がけ	告示日 S45.3.28
35	〃	〃	告示日 S45.3.28
5	〃	〃	告示日 S49.2.5
6	〃	〃	告示日 S63.1.23
31	〃	〃	告示日 S54.12.4
9	〃	〃	告示日 S57.9.16
5	〃	〃	告示日 S61.11.6
25	〃	〃	告示日 S64.1.7 H23.7.11
11	〃	〃	告示日 H17.12.19
7	〃	〃	告示日 R4.1.7
6	〃	〃	告示日 R4.3.11
1	〃	〃	告示日 R4.5.17
6	〃	〃	告示日 R4.11.25 R6.1.19

資料3

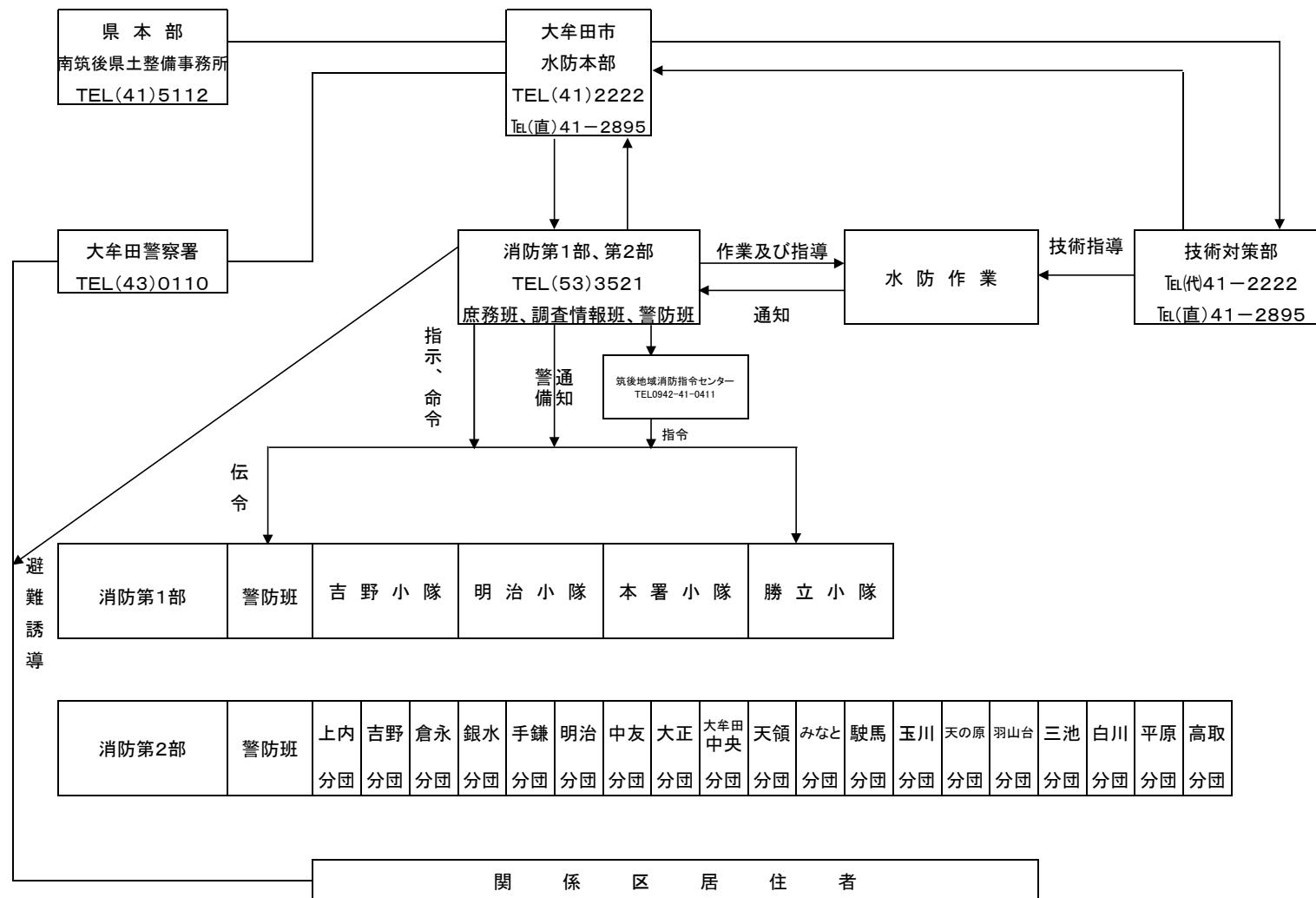
校区別重要水防箇所

校 区	消 防 分 団 別	河 川	海 岸	砂 防	地すべり 急傾斜地	関 係 施 設
みなと	みなと	諏訪川				天領町樋閘 船津新川樋閘 四ツ山町樋閘 三川ポンプ場 船津ポンプ場 早米来ポンプ場
天 領	天 領	諏訪川				諏訪町樋閘 片平水門樋閘 小川開樋閘 諏訪ポンプ場
駢 馬	駢 馬	諏訪川				駢馬調整池 三井水門 臼井橋量水標 (テレメーター)
天の原	天の原				勝立 萩尾町 天道町 東萩尾町 萩尾町(二)	新勝立調節池 合成南橋量水標 (危機管理型水位計)
玉 川	玉 川			教楽来山口川 鳴川	教楽来	
大牟田 中 央	大牟田 中 央	大牟田川			花園 花園町2 原山町 常盤町 松浦町	旭橋量水標
大 正	大 正					
中 友	中 友		大牟田港 地区海岸			浜田町ポンプ場

校 区	消 防 分団別	河川	海岸	砂防	地すべり 急傾斜地	関 係 施 設
明 治	明 治	堂 面 川	新 開			城町1・2号樋閘 浜町樋閘 健老樋閘 新開樋閘 明治ポンプ場 白川ポンプ場 健老町ポンプ場 北磯陸橋 長溝アンダーパス
白 川	白 川	堂 面 川				畔切橋量水標 (テレメーター)
平 原	平 原					
高 取	高 取					
三 池	三 池	堂 面 川		普光寺川 堂面川 乙宮川		
羽山台	羽山台	堂 面 川				
銀 水	銀 水	白 銀 川				
上 内	上 内			梼 川 上内山口川	积迦堂 城林(b) 大間	
吉 野	吉 野	白 銀 川			稻荷山団地 稻荷山	白銀川調節池公園
倉 永	倉 永	隈 川				干渡橋量水標 (危機管理型水位計)
手 鎌	手 鎌	白 銀 川 堂 面 川			岬	干拓樋閘 有明樋閘 新川開樋閘 角平開樋閘 堂面川樋閘 明治樋閘 深倉樋閘 新川止堰水門 忠屋橋量水標 (危機管理型水位計)



水防避難に関する連絡系統



連絡先

連絡先	電話	連絡先	電話
国土交通省九州地方整備局 (福岡国道事務所)	092(681)4731	大牟田市議会 議長	徳永 春男 代(41)2222
福岡国道事務所 瀬高維持出張所	(63)4401	大牟田市議会 副議長	古庄 和秀 代(41)2222
三池海上保安部	代(53)0521	大牟田市議会 総務委員会 委員長	森田 義孝 代(41)2222
筑後農林事務所(総務)	0942(52)5642	大牟田市議会 総務委員会 副委員長	山口 雅夫 代(41)2222
福岡県総務部防災危機管理局 防災企画課	092(643)3112	大牟田市議会 都市環境経済委員会 委員長	森 竜子 代(41)2222
福岡県総務部防災危機管理局 消防防災指導課	092(643)3113	大牟田市議会 都市環境経済委員会 副委員長	松尾 哲也 代(41)2222
南筑後県土整備事務所(総務)	(41)5112	大牟田市消防本部	代(53)3521
" " (管理)	(41)5113	大牟田市消防団 団長	西山 孝和 代(53)3521
" " (道路)	(41)5115	大牟田市消防団 副団長	西田 智範 代(53)3521
" " (港湾河川)	(41)5117	大牟田市消防団 副団長	志岐 秀雄 代(53)3521
大牟田警察署(警備)	代(43)0110	大牟田市消防団 副団長	小川 和雄 代(53)3521
西鉄大牟田駅	(53)0071	大牟田市消防団 副団長	石井 洋徳 代(53)3521
J R 九州大牟田駅	(52)0052	大牟田医師会	代(53)2673
J R 九州新大牟田駅	(58)7780	南部浄化センター (大牟田下水道サービス共同企業体)	(54)1433
西日本電信電話(株)福岡支店 (設備部防災対策室)	092(476)6161	明治ポンプ場	
九州電力送配電(株)大牟田配電事業所	代(53)7073	浜田町ポンプ場	
大牟田ガス(株)	(53)1021	三川ポンプ場	
大牟田建設業協同組合	(52)5261	諏訪ポンプ場	
日本コークス工業(株) 九州事務所	(57)3105	白川ポンプ場	
大牟田市長 関 好孝	代(41)2222	船津ポンプ場	
大牟田市 副市長 副枝 修	代(41)2222	早米来ポンプ場(九州ビルシステム)	(51)2125
大牟田市 副市長 中村 珠美	代(41)2222		
大牟田市 防災危機管理監 栗原 敬幸	(41)2894		
大牟田市 都市整備部長 米崎 好美	(41)2794		

校 区 別	水 防 地 域	連 絡 先 名 称
みなと	早米来町、浪花町一帯、南船津町一帯	山 下 分団長
天 領	右京町、天領町一帯、新港町海岸	水 永 分団長
駿 馬	諏訪川中流、馬込町、臼井町 諏訪川中流右岸、馬込町、黄金町一帯	武 田 分団長
玉 川	東谷溜池	平 川 分団長
天の原	上高田一帯	湯 野 分団長
大牟田中央	大牟田川下流、大牟田川中流、七浦町花園町一帯	古 澤 分団長
大 正	大牟田川下流、本町6丁目一帯	蓮 尾 分団長
中 友	大牟田川下流	宇 木 分団長
明 治	大牟田川下流右岸、堂面川下流左岸 明治町、城町、北磯町一帯	阿津坂 分団長
白 川	東新町、白川の一部、柿園町一帯	久 富 分団長
平 原	通町一帯、龍湖瀬溜池	境 分団長
三 池	北米の山溜池、三池田町	高 口 分団長
羽山台	草木一帯	谷 川 分団長
銀 水	白銀川中流一帯	小 柳 分団長
上 内	白銀川上流、釈迦堂、吉ヶ谷溜池	境 分団長
倉 永	隈川下流、市場山下付近一帯	今 村 分団長
手 鎌	白銀川下流	増 永 分団長
吉 野	白銀川中流一帯	境 分団長
高 取	南井空溜池、高取一帯	木 村 分団長

資料7

福岡県水防信号

種別	説明	警鐘信号	サイレン記号(時間は約)
第一信号	はん濫注意水位に達したことを知らせるもの	○休止 ○休止 ○休止	(5秒)(15秒)(5秒)(15秒)(5秒) ○—休止 ○—休止 ○—
第二信号	水防に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの	○ - ○ - ○ ○ - ○ - ○ ○ - ○ - ○	(5秒)(6秒)(5秒)(6秒)(5秒) ○—休止 ○—休止 ○—
第三信号	水防管理団体の区域内に居住する者が、水防の応援に出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	(10秒)(5秒)(10秒)(5秒)(10秒) ○—休止 ○—休止 ○—
第四信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	乱打	(1分)(5秒)(1分) ○—休止 ○—

- ※ ①信号は、適宜の時間継続すること。
 ②必要があれば、警報信号及びサイレンを併用すること。
 ③危険箇所を解消したときは、口頭伝達により周知させること。

本表は県水防計画に定めるもの

水防資器材の配置並びに数量

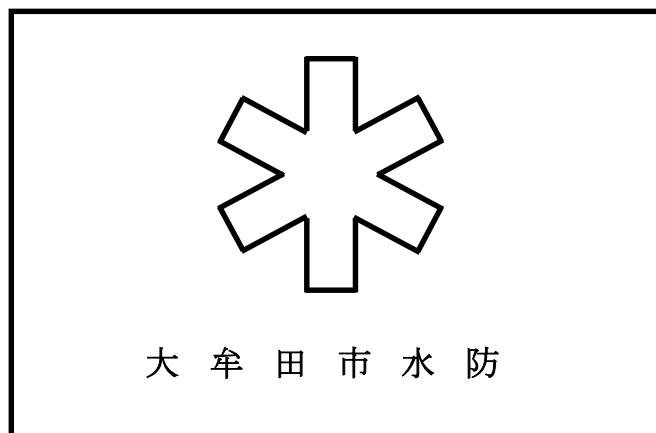
		日出町水防倉庫 (日出町3丁目6-3)	吉野 ハ (白銀36-2)	手鎌 ハ (手鎌728-1)	勝立 ハ (新勝立5丁目1-2)	北別館 (駐車場前)	計
器材	一輪車		4	2	2		8台
	ツルハシ		3		1		4丁
	かけや		30	20	7		57丁
	のこ		6	5	5		16丁
	かま		15	31	8		54丁
	スコップ		41	35	10		86丁
	なた		5	22	5		32丁
	かなづち		15	10	5		30丁
	ポンコシ		23	8	5		36丁
	ベンチ		10	20	10		40丁
	バール		3				3丁
資材	丸太		200	150			350本
	トラロープ		1	2			3玉
	ビニールロープ		52	115	26		193玉
	塩ビフィルム		1	2	1		4本
	ブルーシート		20 (10m)	46	22		88枚
	照明具		5				5個
	とび口				4		4本
	ナイロンロープ		11	9	9		29本
	鉄杭		700	360	120		1,180本
	鉄線		(10巻) 50	(4巻) 20	(4巻) 20		90kg
	土のう袋		8,800	3,000	0		11,800枚
	土のう(吸水)		440 <small>真水用(200) 海・真水(240)</small>		210 <small>海・真水(210)</small>		650枚
	バリケード		20		3	5	28基
	カラーコーン					200	200本

資料 9

災害時における物資供給等に関する協定締結業者一覧

業者名	所在地名	電話
NPO 法人コメリ災害対策センター	新潟県新潟市南区清水 4501-1	025-371-4185
株式会社 イズミ (ゆめタウン大牟田)	旭町 2 丁目 28-1	0944-53-5000
イオン九州株式会社	岬町 3-4	0944-59-2700
イオンモール株式会社 (イオンモール大牟田)	岬町 3-4	0944-41-0610
株式会社アクティオ (大牟田営業所)	健老町 426-3	0944-57-0250
株式会社グッディ	福岡市東区 土井 1 丁目 1-21	092-691-5633
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区 魚町 2 丁目 6-10	093-521-5155
大塚製薬株式会社福岡支店	福岡市博多区奈良屋町 13 番地 13	092-262-6507
デンカ株式会社大牟田工場	新開町 1 番地	0944-52-1055
西日本プラント工業株式会社	新港町 1 番地	0944-53-6545

大牟田市水防標識及び身分証



色

全体の背景の色 白

中央のマークの色 赤

規格

縦60センチメートル×横90センチメートル

水防職員証	No._____
職名	氏名
年 月 日 生	
上記の者本市水防職員たることを証明する。	
年 月 日	
大牟田市水防管理者	市長名
印	

心 得

1. 本人以外の者の使用を禁ず。
2. 本証の身分の変更のあった時は、すみやかに訂正を受けること。
3. 本証の身分を失った時は、直ちに本証を返還すること。

資料 11

水位周知河川（水防警報河川）警戒水位表

河川名	名称	種別	所在地	観測	水位 (m)				過去最大水位の 発生日と水位 (m)
					水防団待機	はん濫注意	避難判断	はん濫危険	
堂面川	畔切橋	常時	大牟田市中白川町 3丁目 畔切橋橋脚	テレメーター	1.77	1.97	2.18	2.36	R2.7.6 3.22
諏訪川	臼井橋	常時	大牟田市臼井町 臼井橋橋脚	テレメーター	2.11	2.20	3.06	3.20	R2.7.6 4.16

31

※ 上記水位情報周知河川（水防警報河川）の情報により、福岡県南筑後県土整備事務所から水防警報並びに避難判断水位到達情報が大牟田市水防本部に通報される。水防本部は第8章第1節の規定に基づき避難に関する避難指示等を行う。

河川警戒水位表

河川名	名称	種別	所在地	観測	水位 (m)			過去最大水位の 発生日と水位 (m)
					水防団待機	はん濫注意	はん濫危険	
隈川	干渡橋	臨時	大牟田市大字倉永 干渡橋橋脚	量水標 (危機管理型 水位計)	0.90	1.20	1.80	H2.7.2 2.90
白銀川	忠屋橋	臨時	大牟田市大字手鑓 忠屋橋橋脚	量水標 (危機管理型 水位計)	1.10	1.40	2.20	S37.7.8 2.92
大牟田川	旭橋	臨時	大牟田市泉町 旭橋橋脚	量水標 (危機管理型 水位計)	2.00	2.60	3.30	S31.8.17 3.20

資料12 水位計一覧

水位計

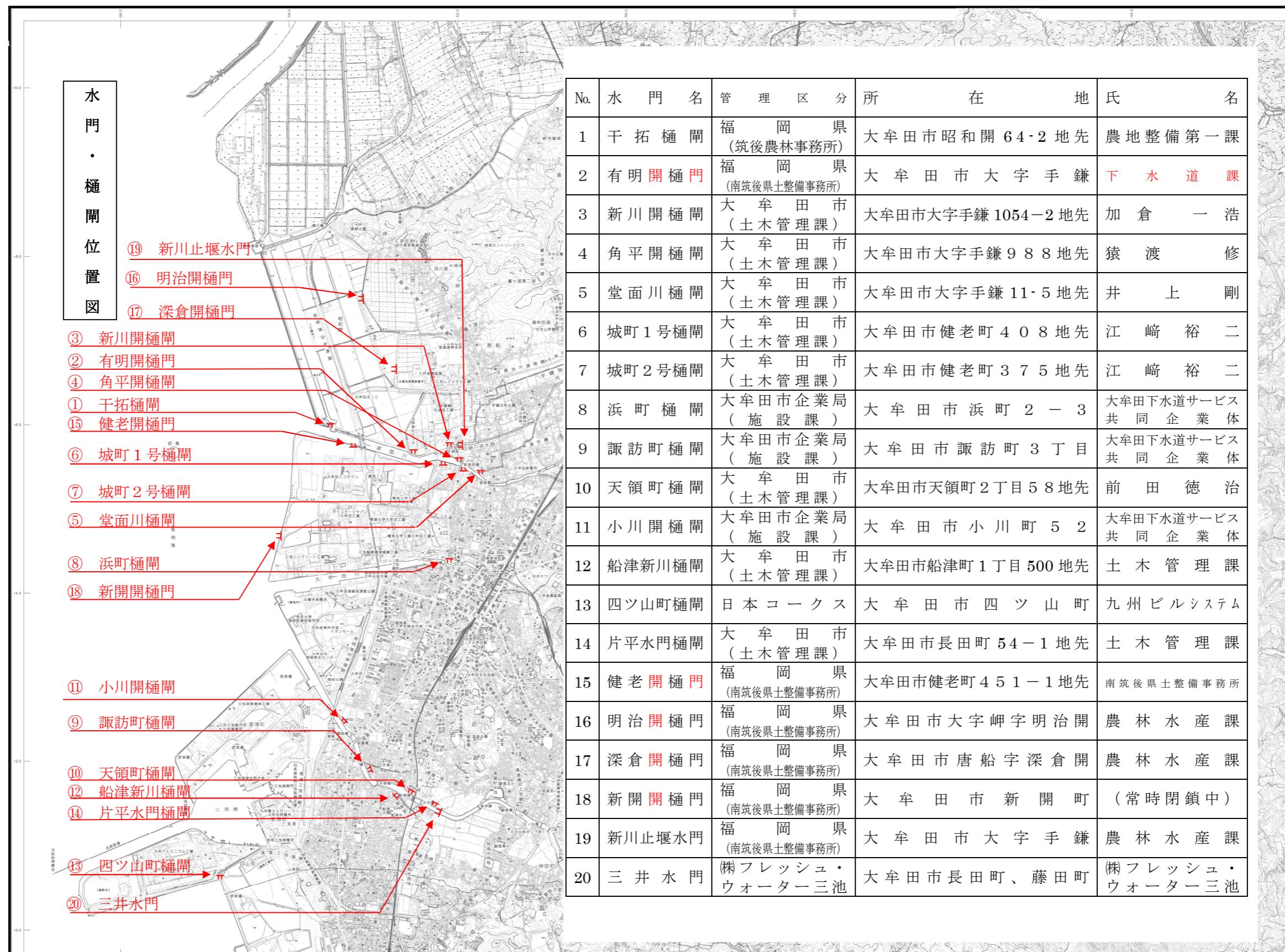
(河川)

NO	水系名	河川名	所在地 観測場所	管理者
1	隈川	隈川	大牟田市大字倉永 千渡橋橋脚	福岡県
2	堂面川	白銀川	大牟田市大字上内 高田橋脚	大牟田市
3	堂面川	白銀川	大牟田市大字手鎌 忠屋橋橋脚	福岡県
4	堂面川	手鎌野間川	大牟田市大字田隈 大坪橋脚	大牟田市
5	堂面川	堂面川	大牟田市中白川町 畔切橋橋脚	福岡県
6	堂面川	堂面川	大牟田市大字手鎌 新堂面川脚	大牟田市
7	大牟田川	大牟田川	大牟田市合成町 合成南橋橋脚	福岡県
8	大牟田川	大牟田川	大牟田市東泉町 東泉橋脚	大牟田市
9	諏訪川	諏訪川	大牟田市臼井町 臼井橋橋脚	福岡県
10	諏訪川	諏訪川	大牟田市船津町1丁目 新船津橋脚	大牟田市
11	閑川	閑川	南関町 閑川	熊本県
12	閑川	閑川	南関町 竜瀬橋橋脚	熊本県
13	閑川	閑川	荒尾市 岩本橋橋脚	熊本県
14	閑川	閑川	荒尾市 助丸橋橋脚	熊本県

(ため池)

NO	ため池名	関係河川名	観測所所在地	管理者
1	吉ヶ谷ため池	白銀川	大牟田市大字上内	大牟田市
2	新砂堤	隈川	大牟田市大字倉永	大牟田市
3	小野堤	堂面川	大牟田市大字歴木	大牟田市
4	三田堤	堂面川	大牟田市大字歴木	大牟田市

資料1 3



資料 14

公 用 負 担 証

公 用 負 担 証

年 月 日

被收用者

住 所

氏 名

收用責任者

職 名 _____

氏 名 _____

印 _____

物 件	數 量	負 担 內 容	期 間	摘 要

資料15

福岡県知事 殿

大牟田市長

印

水防活動実施報告書

上のことについて、水防法第47条の規定により、別記のとおり報告します。

記

水防活動実施報告(月分)

水防管理団体		水防活動 延人員	水 防 活動費(A)	使 用 (消 費) 資材費		
指 定 非指定	団 体 名			主要資材 (C)	その他 資器材(D)	小 計 (B = C + D)
指 定	大牟田市	人	円			

合 計 (A + B)	水防活動を実施した月日	備 考
	月 日	

資料16 排水ポンプ場排水能力一覧表

NO	ポンプ場名	ポンプ種別	揚程 (m)	馬力 (HP)	1台分 揚水量 (m ³ /分)	台数	全揚水量 (m ³ /分)	排水面積 (ha)	管理者	ポンプ 口径(mm)
1 浜田町ポンプ場		斜流ポンプ(雨水)	7.5	1,500	530	1	530.0	330.55	大牟田市企業局 (施設課)	2,000
		〃(〃)	7.51	1,400	546	2	1,092.0			2,000
		〃(〃)	8.6	900	265	2	530.0			1,350
		〃(〃)	5.5	330	181.2	7	1,268.4			1,200
		〃(汚水)	16.0	75 kW	17.1	2	34.2			350
		〃(〃)	16.0	45 kW	8.5	1	8.5			300
		計				15	3,463.1			
2 三川ポンプ場		軸流ポンプ	2.6	125	127.8	1	127.8	134.97	大牟田市企業局 (施設課)	1,000
		〃	2.6	120	127.8	1	127.8			1,000
		〃	2.7	105	88.2	1	88.2			800
		〃	4.0	55 kW	51	2	102.0			600
		渦巻ポンプ	6.8	45 kW	28.5	7	199.5			500
		〃	6.0	37 kW	25.0	2	50.0			500
		計				14	695.3			
3 船津ポンプ場		渦巻ポンプ	5.5	22 kW	16	1	16.0	2.00	大牟田市企業局 (施設課)	400
		計				1	16.0			
4 白川ポンプ場		斜流ポンプ(雨水)	5.6	500	244	3	732.0	101.83	大牟田市企業局 (施設課)	1,350
		計				3	732.0			
5 早米来ポンプ場		軸流ポンプ	6.0	250	100	1	100.0	88.70	日本コークス	900
		渦巻ポンプ	4.84	100	66	1	66.0			700
		渦巻ポンプ	5.8	200	77	1	77.0			700
		軸流ポンプ	4.0	70	43	1	43.0			500
		計				4	286.0			
6 健老町ポンプ場		軸流ポンプ	4.0	15 kW	13	8	104.0	11.00	三井金属	300
		〃	4.0	80	54	1	54.0			600
		計				9	158.0			
7 明治ポンプ場		斜流ポンプ	7.0	600	240	3	720.0	167.00	大牟田市企業局 (施設課)	1,350
		〃	7.0	500	189	1	189.0			1,200
		〃	7.0	315 kW	189	1	189.0			1,200
		計				5	1,098.0			
8 諏訪ポンプ場		斜流ポンプ(雨水)	5.5	600	322	3	966.0	146.30	大牟田市企業局 (施設課)	1,500
		計				3	966.0			
9 大牟田排水機場		斜流ポンプ	3.2	270	240	2	480.0	287.00	大牟田市 (農林水産課)	1,350
		計				2	480.0			
計						56	7894.4	1,269.35		

資料1 7
避難所

(1) 指定避難所、指定緊急避難場所、自主避難所

No.	避 難 場 所	所 在 地	電 話	指定	指定緊急		自主
					洪水	津波	
1	三川地区公民館	上屋敷町1丁目12-3	(52) 5957	○	○	●	○
2	駒馬地区公民館	馬込町1丁目20-1	(57) 5443	○			
3	勝立地区公民館	新勝立町4丁目1-1	(51) 0393	○	○		○
4	中央地区公民館	原山町13-3	(53) 1502	○	○	○	○
5	三池地区公民館	大字三池629-2	(53) 8343	○	○		○
6	吉野地区公民館	大字白銀781-3	(58) 3479	○	○		○
7	手鎌地区公民館	大字手鎌1300-42	(56) 6008	○	○	●	○
8	みなと小学校	上屋敷町2丁目3-1	(53) 6004	○	○	●	○
9	天領小学校	天領町1丁目145-1	(53) 6006	○	○	●	○
10	旧駒馬南小学校	沖田町236-1	(41) 2866	○	○	○	
11	駒馬小学校	馬場町17	(53) 6008	○	○	○	○
12	天の原小学校	笛原町3丁目116	(53) 6009	○	○		○
13	玉川小学校	大字櫻野2710-1	(53) 6011	○	○		○
14	旧上官小学校	宮坂町6-3	(41) 2866	○	○		
15	大牟田中央小学校	笛林町1丁目1-3	(53) 6014	○	○	○	
16	大正小学校	大正町5丁目5-9	(53) 6015	○	○	●	○
17	中友小学校	中友町1-20	(53) 6016	○	○	●	○
18	明治小学校	明治町2丁目21-1	(53) 6017	○	○	●	○
19	白川小学校	中白川町1丁目183	(53) 6018	○	○	○	○
20	平原小学校	平原町333	(53) 6019	○	○		○
21	高取小学校	大字歴木1807-58	(53) 6020	○	○		○
22	三池小学校	大字新町289-1	(53) 6021	○	○		
23	羽山台小学校	大字草木587-3	(53) 6013	○	○		○
24	銀水小学校	大字田隈239	(53) 6022	○	○		○
25	上内小学校	大字上内1575-1	(58) 0103	○	○		○
26	吉野小学校	大字白銀967-17	(58) 1037	○	○		
27	倉永小学校	大字倉永1307	(58) 1038	○	○		○
28	手鎌小学校	大字唐船395	(53) 6025	○	○	●	
29	旧船津中学校	船津町1丁目6-1	(41) 2866	○	○	●	
30	宅峰中学校	右京町1	(63) 6034	○	○	●	
31	宮原中学校	米生町2丁目26	(53) 6032	○	○		
32	旧勝立中学校	大字勝立282-2	(41) 2866	○	○		
33	松原中学校	大正町5丁目4-16	(53) 6035	○	○	●	
34	白光中学校	椿黒町32	(53) 6036	○	○	●	
35	歴木中学校	大字歴木1150	(53) 6037	○	○		
36	田隈中学校	大字田隈338	(53) 6040	○	○		
37	橘中学校	大字橘664-1	(58) 0022	○	○		
38	甘木中学校	大字甘木613-1	(58) 0033	○	○		
39	大牟田特別支援学校	天道町24	(56) 9671	○	○		
40	リフレスおおむた	大字四ヶ1221	(58) 7777	○	○		○
41	総合体育館	宝坂町2丁目92	(53) 6003	○	○		
42	三池高等学校	大字草木245	(53) 2172	○	○		
43	三池工業高等学校	上官町4丁目77	(53) 3036	○	○		
44	ありあけ新世高等学校	大字吉野1389-1	(59) 9688	○	○		
45	大牟田北高等学校	大字吉野555	(58) 0011	○	○		
46	有明工業高等専門学校	東萩尾町150	(53) 8611	○	○		
47	えるる	新栄町6-1	(52) 5285		○	●	
48	清掃事務所	健老町198	(52) 4942		○	●	
49	新地町市営住宅	新地町10-1・9-1	(41) 2787		○		
50	新地東ひまわり市営住宅	新地町14-7	(41) 2787		○		
51	小浜南市営住宅	小浜町80-1	(41) 2787		○		
52	右京町市営住宅	右京町40-1	(41) 2787		○		

○／対象

●／対象 但し、1階部分が浸水又は周辺が浸水する可能性があるため、2階以上～避難等が必要

令和6年潮位表(満潮)

(気象庁潮位表参考)

日	6月					7月					8月					9月					10月				
	月齢	午前	潮高	午後	潮高	月齢	午前	潮高	午後	潮高	月齢	午前	潮高	午後	潮高	月齢	午前	潮高	午後	潮高	月齢	午前	潮高	午後	潮高
1		3:54	405	16:26	389		4:04	412	17:13	404		6:07	391	19:35	428		8:00	446	20:45	474		8:13	470	20:34	480
2		5:00	419	17:41	418		5:12	414	18:26	423		7:13	414	20:26	453		8:37	470	21:14	486		8:45	485	20:59	488
3		5:57	436	18:44	446		6:15	422	19:31	442		8:05	438	21:09	470		9:10	484	21:40	491		9:16	492	21:23	491
4		6:48	450	19:41	466		7:13	432	20:28	457		8:49	457	21:45	480		9:41	490	22:03	493		9:47	491	21:48	489
5		7:35	457	20:34	476		8:06	441	21:18	467		9:27	469	22:15	483		10:10	489	22:25	492		10:17	482	22:11	480
6		8:21	458	21:25	478		8:54	448	22:02	471		10:01	474	22:40	483		10:37	480	22:45	484		10:45	467	22:33	465
7		9:04	455	22:11	473		9:36	453	22:39	471		10:31	473	23:02	480		11:04	465	23:05	471		11:12	446	22:54	445
8		9:44	449	22:52	463		10:14	453	23:10	465		10:58	465	23:22	473		11:30	443	23:24	451		11:40	421	23:16	420
9		10:21	439	23:28	449		10:46	448	23:35	458		11:26	450	23:43	461		11:58	416	23:46	425		12:14	393	23:45	390
10		10:55	426	-	-		11:17	438	23:59	447		11:55	429	-	-		12:33	386	-	-		13:07	363	-	-
11		0:00	433	11:29	409		11:48	423	-	-		0:05	443	12:28	403	●	0:13	394	13:27	356	●	0:32	355	14:54	344
12		0:32	415	12:05	388		0:24	435	12:23	402		0:31	419	13:12	375		0:57	360	15:27	338		2:29	327	17:08	368
13		1:06	398	12:50	365		0:53	419	13:06	378	●	1:07	391	14:20	350		2:51	332	17:50	367		4:56	353	18:13	413
14	●	1:48	383	13:55	344	●	1:30	400	14:07	357		2:05	364	16:18	346		5:17	356	18:51	413		6:11	409	18:59	457
15		2:44	373	15:23	339		2:21	382	15:34	349		3:49	351	18:05	373		6:31	407	19:37	458		7:06	464	19:41	492
16		3:50	373	16:50	354		3:32	373	17:08	363		5:31	371	19:09	412		7:26	460	20:18	496		7:56	506	20:21	514
17		4:53	384	17:55	381		4:50	378	18:21	389		6:41	408	20:00	450		8:16	503	20:58	523	●	8:44	531	20:59	522
18		5:46	401	18:48	409		5:56	395	19:19	418		7:38	448	20:46	484	●	9:03	533	21:35	537		9:29	539	21:34	518
19		6:34	419	19:37	432		6:54	418	20:12	445		8:30	485	21:28	511		9:48	546	22:09	537		10:13	529	22:07	502
20		7:19	434	20:24	450		7:47	442	21:01	469	●	9:18	513	22:07	529		10:30	542	22:40	523		10:54	506	22:36	478
21		8:03	446	21:11	463	●	8:38	465	21:47	490		10:04	529	22:42	534		11:10	520	23:07	500		11:33	471	23:04	447
22	●	8:48	456	21:57	472		9:27	484	22:29	504		10:46	530	23:14	526		11:47	485	23:32	468		12:13	431	23:32	411
23		9:32	462	22:40	477		10:13	496	23:07	510		11:26	515	23:42	507		12:26	441	23:56	429		12:58	390	-	-
24		10:15	465	23:20	477		10:57	499	23:42	506		12:05	487	-	-		13:13	394	-	-	●	0:06	369	14:06	355
25		10:58	462	23:58	471		11:39	490	-	-	0:08	479	12:46	448	●	0:26	384	14:31	353		1:05	325	16:00	345	
26		11:42	452	-	-		0:14	493	12:21	470	●	0:35	444	13:35	404		1:20	336	17:01	351		4:03	309	17:29	365
27		0:37	461	12:29	436		0:46	472	13:07	441		1:09	404	14:51	366		4:46	321	18:25	384		5:41	345	18:16	394
28		1:18	447	13:25	417	●	1:20	446	14:03	409		2:08	361	17:02	360		6:17	363	19:07	419		6:31	386	18:50	421
29	●	2:04	432	14:32	400		2:04	417	15:18	384		4:33	343	18:40	391		7:03	408	19:39	447		7:08	422	19:19	443
30		3:00	419	15:51	395		3:07	391	16:56	380		6:19	372	19:33	427		7:40	444	20:07	466		7:43	449	19:48	459
31							4:39	379	18:28	400		7:17	412	20:12	455							8:17	467	20:16	469

【凡例】	朔(新月)	● 上弦の月
(月齢)	● 望(満月)	● 下弦の月